

令和7年

第15回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年12月8日

前橋市農業委員会

令和7年 第15回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年12月8日 午後1時59分
- ・閉会日時 令和7年12月8日 午後3時07分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史  
副主幹 望月 優至 副主幹 阿久澤 強 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也  
主事 高橋 翼

・農政課

主任 中島 祐紀

・付議事件

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第64号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第67号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

・協議事項

（1）農業振興地域整備計画（令和7年4月除外）の変更に係る農業委員会への  
意見聴取について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

事務局長

それでは、これより令和7年第15回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、いませんでした。従いまして在任委員24名、中24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第15回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。12番 須賀 民雄委員、13番 阿久津 昌枝委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いいたします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から19番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹  
議 長

◇(説明)

なお、整理番号7番、8番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長  
(16番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の7番、8番、賃貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから37ページです。申請地は、上毛電鉄大胡駅から南西約1kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図(航空写真)は18ページ、36ページをご覧ください。面接には、申請者本人と通訳の方が来られました。申請人は申請地から約1kmのところに居住し、申請地までは、車で6分程だそうです。申請に至った経緯としては、現在、手続きをとらずに約4.5haの農地の貸借を行い、農業経営を行っています。この度、認定農業者を目指すにあたり、手続きに際し、農地基本台帳の提出が必要になったため、借り受け地の一部について、農地法に基づく賃貸借の手続きを行うものです。

なお、非公式に貸借している農地ではありますが、令和6年には3,700万円ほどの売り上げ実績があるとのこと。農業従事者は、申請人及び妻と子の3人で、臨時で8人を雇用しているとのこと。機械はトラクター4台、フォークリフト2台、培土機2台、大型運輸車1台、ナス包装機1台を所有しているとのこと。出荷作業場は下大屋町に借りているとのこと。今後、ほうれん草播種機、農薬散布機3台、培土機2台を購入予定です。申請地では、主にナス、ネギの栽培を行うとのこと。連作障害を起こさないように他の作物の栽培も計画しているとのこと。出荷先はJAで、年間の売上額は、1億円ほどを見込んでいるとのこと。

今後、規模拡大を予定しており、臨時雇用の人数も20人ほどに増やしていく計画だそうです。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

12番委員  
田部井副主幹

譲受人が個人で農業を行っているのですか。譲渡法人に勤めているのではないですか。個人で農業経営を行っています。

1 2 番委員

現地面接調査の際に事務局からこの方の出荷伝票と確定申告書の写しが提供されていました。私のほうで確認したところ、税の手続きをみてもしっかりと農業経営を行っていると思います。

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号16番から19番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第64号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第64号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議 長

次に、議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

なお、整理番号6番、9番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長  
(16番委員)

ご報告いたします。整理番号5条の6番、売買・有料老人ホーム用地の申請です。現地・面接調査案内図は、38ページから46ページです。

申請地は、前橋工科大学から南西約820mに位置し、北側は宅地、西側と東側は道路、南側は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、41ページをご覧ください。面接には、申請法人の役員と社員、代理人の行政書士が来られました。申請法人は、市内3か所で有料老人ホームを運営しております。3か所の施設は、常に満室となっており、入居希望者が待機している状態であるため、新たに有料老人ホームを建築したく申請するものです。申請地の施設の概要ですが、建物は2階建てで居室は40床とのことです。駐車場は、職員用、来客者用合わせ27台分を確保します。新施設の職員は、40名程で令和8年中の開業に向けて、今後、募集するとのことです。他法令に係る手続き状況は、開発許可は12月の審査会に向けて協議が整っており、また、介護保険課との手続きは終了しているとのことです。

土地の造成は、南西に向かって緩やかな傾斜をつけて東側道路の高さに合わせ整地し、アスフ

アルト舗装するとのことです。東側には新設乗り入れによる出入口を設けます。周囲には、2段ブロックを設置します。隣接地、道路等境界の確認は立会いのもと、確認済みとのことです。雨水排水は、敷地内に集水桝を設け、新設する側溝を経由し、雨水最終桝から西側の水路に放流します。汚水は合併浄化槽により処理し西側の水路に放流します。外灯は設置する予定で、周辺に配慮するとのことです。

以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の9番、賃貸借、物販店舗（ドラッグストア）の申請です。現地・面接調査案内図は、47ページから53ページです。申請地は、原小学校から南約650mに位置し、北側は宅地と農地と道路、西側は「一般県道 津久田停車場線」、東側は宅地と農地、南側は、「一般県道 四ツ塚原之郷線」に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。現地案内図は、50ページをご覧ください。面接には申請法人の関係者及び申請代理人が来られました。

申請法人は石川県に本社を置き、地域密着型小売業の店舗を展開する企業で、全国で1000店舗ほど、市内では14店舗を営業しています。年間の売上額は5,000億円ほどとのことです。今回の申請地は物流の利便性が高く、事業を展開するのに最適な土地であると考え、申請するものです。

申請地は隣接する宅地及び雑種地、山林と一体利用し、店舗を新築、駐車場58台分を整備します。敷地内の道水路は、用途廃止し、払い下げの手続きを進めています。申請店舗の従業員は10人ほど、営業時間は9時から22時、1日あたりの来客者数は、300人、年間の売上額は、5億円を見込んでいるとのことです。賃借の期間は、20年間です。土地の造成は、南西に向かって緩やかな傾斜をつけて整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。南側と西側出入口を設けます。排水関係ですが、雨水は敷地内に集水桝を設け雨水浸透貯留施設に集水し処理を行います。汚水・雑排水は公共下水に接続します。また、建物から駐車場に向けて照明灯を設置しますが、周辺農地に影響が無いように配慮します。周囲には2段ブロックを設置します。

以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

21番委員 整理番号9番について、航空写真を見ると開発区域の中に住宅があるが、今どうなっていますか。

望月副主幹 現在は更地になっております。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号12番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号16番から19番、農地法第5条の整理番号12番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹 ◇(説明)

望月副主幹 ◇(説明)

議 長 なお、農地法第3条の整理番号16番から19番、農地法第5条の整理番号12番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長  
(16番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の16番、17番、18番、19番、整理番号5条の12番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、54ページから83ページです。申請地は、上毛電鉄赤坂駅から北東約650m及び上毛電鉄赤坂駅から北北東1.2kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図(航空写真)は、81ページ、82ページをご覧ください。面接には、営農を行う法人の関係者と申請代理人が来られました。

現地調査の結果、太陽光発電施設の下部には、榊(サカキ)と櫛(しきみ)が申請書に添付の配置図どおりに作付けされていました。運搬用のスペースを確保しているため、本数が少ないように感じられましたが、聞き取りをおこなったところ、現状の本数で、単収8割を見込めるとのことでした。なお、売り上げを増やすため、空いているところにも作付けを行う予定があるとのことでした。榊(サカキ)と櫛(しきみ)は、現在、3年目ですが、5年目から収穫を行うところ、生育状況が良好なため11月下旬に150kg収穫を行ったとのことでした。出荷先は東京都青梅市の法人で、4万円ほどの売り上げになったとのことでした。納品伝票が提出されています。

営農を行う法人は、東京に本社を置いています。榊(サカキ)と櫛(しきみ)については、十分に営農が可能とのことでした。東京からは月1回ほど草刈りに訪れており、夏場多めに訪れているとのことでした。水やりに手はかからないとのことでした。

現状、作物は生育途中のため出荷量は少ないですが、生育は順調で今後も営農型太陽光の基準、収量8割を満たせるように努力を行うとのことから調査班としては許可相当と判断したいと考えます。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号16番から19番、農地法第5条の整理番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号16番から19番、農地法第5条の整理番号12番を許可とすることに決定いたします。

議 長

なお、営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

議 長

次に、議案第67号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹

◇(説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第67号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第67号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、原案を決定いたします。

議 長

次に、協議事項(1)農業振興地域整備計画(令和7年4月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

中島主任

◇(説 明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長           ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画（令和7年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇           ◇（挙 手）

議 長           全員賛成でありますので、協議事項（1）農業振興地域整備計画（令和7年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

議 長           次に、50ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況          | 2件  |
| （2）法第5条の届出書の受理状況          | 13件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 9件  |

議 長           それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。